

補助金申請のながれ

手順	補助の対象				作成する書類	提出する書類
	分譲マンション管理組合	賃貸共同住宅所有者	貸し駐車場の所有者	区・町内会		
1	防犯カメラ等設置費補助金に該当するものかどうか、町の当該年度の予算にて対応できるかどうか蟹江町総務部安心安全課へご相談ください。補助金の申請書の受付は先着順に行いません。予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算を超える申請がある場合は受付できません。					
2	役員会などで防犯カメラの設置についてよく話し合います。			役員会などで防犯カメラの設置についてよく話し合います。		
3	設置する場所や台数を決めましょう。設置予定場所付近の方も交えて話し合い、理解を得ましょう。蟹江警察署生活安全課へ相談すると効果的な設置場所などのアドバイスをさせていただきます。					
4	業者やお店から防犯カメラのカタログや設置費用の見積りを取ります。複数の業者から見積りをとると防犯カメラの仕様、費用などの比較検討ができます。					
5	防犯カメラ運用規定(案)を作成します。作成例を参考に作成してください。				・防犯カメラ運用規定	
6	総会や役員会で防犯カメラの設置にかかる予算、管理運用について説明を行い、合意を得ましょう。	入居者に防犯カメラの管理運用について説明を行い、入居世帯の合意を得ましょう。	利用者に防犯カメラの設置について周知しましょう。	総会や役員会で防犯カメラの設置にかかる予算、管理運用について説明を行い、合意を得ましょう。	・合意を得た記録を記した会議録の写し等 ・合意の署名簿等の写し等	
7	町へ補助金の交付申請をします。				<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー保護誓約書(様式第1号) ・暴力団排除に関する誓約書(様式第3号) ・補助金交付申請書(様式第2号) ・補助対象経費が分かる見積書の写し ・設置する防犯カメラ等の概要が分かる図面、カタログ等 ・防犯カメラ等の設置場所の現況写真及び付近見取図 ・防犯カメラ運用規定 ・(区・町内会)防犯カメラの設置が行政区の総意であることを証する総会又は役員会の会議録の写し等 	
8	町から補助金交付決定通知書(様式第4号)を受け取ります。					
9	設置にかかる仕様書を作成し、業者に依頼する場合は、契約し防犯カメラと表示を設置します。自己で設置する場合は、お店で防犯カメラを購入し、防犯カメラと表示を設置します。				・契約書 ・領収書	
10	(補助金の交付決定後に内容に変更や中止をする場合は、計画変更・中止承認申請書(様式第6号)を提出します。)				<ul style="list-style-type: none"> ・計画変更・中止承認申請書(様式第6号) ・変更内容が分かる書類 ・交付決定通知書又は直近の計画変更・中止承認決定通知書(様式第7号) 	
11	(町から計画変更・中止承認決定通知書が届きます。)					
12	設置完了後、30日以内又は当該年度の3月31日までに必要な資料を揃えて実績報告書(様式第8号)とともに町に提出します。				<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書(様式第8号) ・防犯カメラ等の購入等に係る契約書又は領収書の写し ・設置した防犯カメラ等の現況写真 	
13	実績報告書に基づき、町が補助対象事業の完了を確認します。					
14	補助金交付請求書(様式第9号)を町に提出します。				・補助金交付請求書(様式第9号)	
15	補助金交付請求書の提出から1か月程度で、指定の口座に補助金が入金されます。					
16	設置した防犯カメラは3年間は継続して使わなくてはなりません。					